

令和6年第12回佐伯市農業委員会議事録

---

日 時： 令和6年12月4日（水曜日） 14時00分～15時38分

場 所： 佐伯市役所 6階 大会議室

出席農業委員： 1番 宮脇 保芳 2番 小野 隆壽 3番 高畠 千恵美 4番 飛高 聖悟 6番 伊藤 文士  
7番 竹中 裕子 8番 山田 美之 9番 田原 俊秀 10番 吉岡 薫 11番 波戸崎 孝  
13番 山田 裕也 14番 矢野 弥平 15番 笠村 由喜 16番 塩月 吉伸  
17番 茅田 寿志

出席農地利用最適化推進委員： 佐伯1区 松本 仁 佐伯8区 永田 不二男 佐伯11区 高畠 相吉  
上浦区 坂本 啓二 弥生2区 市原 洋一 直川1区 曾根田 正弘  
蒲江3区 後藤 正

事務局： 事務局長 市樂 栄作 総括主幹 染矢 公博 副主幹 東木原 一義 副主幹 三股 幸子  
主事 小野 颯月

農政課： 副主幹 矢野 允彦

---

議事日程

議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について

その他 ①非農地証明願いについて

②非農地通知書について（大字木立）

③農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について（農政課）

④農用地利用集積等促進計画（案）の所有権移転について（農業委員会）

---

(事務局)

それでは定刻になっておりますので、ただいまから令和6年第12回佐伯市農業委員会を開催いたします。

本日の欠席委員でございますけども、小野美智子委員、笠村委員、三又勝弘委員3名。

が欠席でございます、農業委員17名中、本日の会議出席者は14名です。

よって、農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立したことを報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員につきましては、該当案件がある推進委員の出席をお願いしております。

なお推進委員の発言につきましては、農業委員会等に関する法律第29条第2項の規定により、各推進委員に係る案件のみとされております。

とされておりますので、お知らせをいたします。

本日推進委員の出席を要する議事は、(1)の議案第33号から(4)その他の①非農地証明願についてまででございますので、当該案件の審議が終了した推進委員は、順次、退席されて結構でございます。

それでは宮脇会長よりご挨拶を申し上げます。

(会長)

はい。

皆さんご苦労様です。

早いもので今日で12月4日ということで、今年も残すところわずかですね、ひと月を切りました。

何か12月に入ると、何かあわただしさを感じる今日この頃でございます。

先般ですね、11月12、13日に、佐賀県の白石町、そして東海、熊本の東海大学ですね、ここに視察研修に行きました。

3年に1回ということで、13名のメンバーで行かれましたけども、大変貴重な視察であったというふうに思っております。

これについてはまた、農業委員会だよりで後日、皆さんにお知らせした、中身についてお知らせしたいなというふうに思っております。

そして12月2日に市長の方ですね、農業委員会として、提言要望書を提出したところであります。

そして30分でありましたけども市長との意見交換もできたということで、意義ある時間だったかなというふうに思っております。

今日は議案もですね13件だったですか。

少ないですけども十分な審議をしていただければと。

おります。

私として、最初の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく申し上げます。

(事務局)

はい。

それではこれより先につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が議長となりますので、会長に議事進行をお願いいたします。

(会長)

それではしばらくの間、議事進行を進めさせていただきたいと思います。

それでは農業委員会会議規則第13条第2項の規定に基づき、議事録署名人を指名します。

議事録の署名を、4番、飛高聖悟委員。

6番、伊藤文士委員をお願いいたします。

それでは、議事に入る前に事務局から議案の説明をお願いします

(事務局)。

それでは着座にてご説明させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。

本日の議案における農地案件の件数及び面積でございますが、議案第33号農地法第三条の規定による許可申請についての件数は8件で、面積は田及び畑を合計いたしまして、8235平米でございます。

議案第34号農地法第4条の規定による許可申請についての件数は2件で、面積は、田及び畑を合計いたしまして、2000飛んで90平米でございます。

議案第35号農地法第五条の規定による許可申請についての件数は3件で、面積は、田及び畑を合計いたしまして、2000と飛んで4平米でございます。

議案第33号から35号に関する合計件数は13件。

合計面積は、田が7186平米、畑が5143平米で、総合計面積は1万2329平米でございます。

以上の通りでございますので、慎重審議のほどよろしくをお願いいたします。

(会長)

ただいま事務局より件数及び面積総括の説明がございましたが質問等ございませんか。

はい。

ないようでございますので、議事に入りたいと思います。

それでは議案第33号農地法第三条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

議案書3ページの三条の一番について事務局の説明の後、松本推進委員の意見ををお願いします。

(事務局)

はい。

住宅地図の冊子1ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請の時は農用地区域外の農地です。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人1人で行う予定とのことです。

譲受人は、今回の農地の隣の家に移住予定です。

農地取得後はキノコ類を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は 11.97 アールとなります。

今後農業を行うので申請農地周辺地域への農業用の支障は予想されないと思われ  
ます。事務局からの説明は以上です。

(松本推進委員)

はい。

特に問題はないと思われ  
ます。

以上です。

(会長)

わかりました。

事務局からの説明、そして担当推進委員からも特に問題なしとの意見がござい  
ました。

それでは三条の一番について、これより意見等を求めたいと思  
います。

どなたかございましたら挙手をお願い  
します。

波戸崎委員。

大丈夫ですか。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りま  
とめたいと思  
います。

それでは、三条の一番について、賛成さ  
れる方の挙手  
を求めたいと思  
います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思  
います。

続きまして三条の 2 番について、事務局の  
説明の後、曾  
根田推進委員  
の意見をお願  
い  
し  
ま  
す。

(事務局)

はい。

住宅地図の冊子 2 ページをご覧ください。

今回の申請は贈与による所有権の移  
転  
です。

申請の農用地区域内の農地  
です。

譲受人は自己所有地で果樹を栽培して  
るとのこと  
です。

農業経営に必要な農機具は所有して  
おり  
ます。

農業は譲受人及び臨時雇用の 2 人  
で行う  
とのこと  
です。

農地取得後は果樹を栽培する計  
画  
です。

取得後の耕作面積は 366.75 アール  
とな  
ります。

今後農業を行うので、申請農地周  
辺  
地域への農業上の支障は予想され  
ないと思  
われ  
ま  
す。

事務局からの説明は以上  
で  
す。

(会長)

はい。

続きまして曾根田推進委員お願  
い  
し  
ま  
す。

(曾根田推進委員)

はい。

特に問題はありません。

以上です。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員からも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の2番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは、三条の2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして三条の3番について、本日担当推進委員が欠席のため、事務局より、説明と推進委員の意見も併せてお願いいたします。

(事務局)

はい。

住宅基準の冊子3ページをご覧ください。

今回の申請は贈与による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域内の農地です。

譲受人は自己所有地で野菜を、野菜や採草放牧地を利用しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しており、その他臨時雇用も募集しているとのことです。

農業は譲受人と、臨時雇用7名の計9名で行うとのことです。

農地取得後は米を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は137.96アールとなります。

今後農業を行う申請農地周辺地域の農業上の支障は予想されないと思われま。

担当推進委員からも特に問題ないとの意見をいただいております。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

事務局からの説明と担当推進委員からも特に問題なしとの意見がございました。

それでは、三条の3番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の3番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして三条の4番について、事務局の説明の後、永田推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。

住宅地の冊子4ページをご覧ください。

今回の申請は、兄弟間の贈与による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域外の農地です。

譲受人は自己所有地で米や野菜を栽培してとのことです。

農業は手作業及び必要に応じて弟に借りているとのことです。

農業は譲受人1人を行うとのことです。

農地取得後は野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は70.5352アールとなります。

今後農業を行う申請農地周辺地域の農業上の支障は予想されないと思われま

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして永田推進委員お願いします。

(永田推進委員)

特に問題はありません。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員からも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の4番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の4番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、三条の5番から7番については、申請案件ごとに申請位置及び譲渡人の欄に示す、

申請人は異なりますが、譲受人の欄に示す、申請人はすべて XXXXXXXXXX 株式会社代表取締役社長であり、申請内容も同一でありますので、一括して審議します。

本案件を所管する推進委員は、三条の5番は松本推進委員、6番及び7番は吉良推進委員ですが、

本日、吉良推進委員は欠席のため、事務局が一括して、説明の後、松本推進委員は、所管する5番についての意見をお願いいたします。欠席された吉良推進委員が所管する、6番及び7番については事務局より、当該推進委員の意見も、あわせてお願いいたします。

(事務局)

はい。

まずこれまでに [ ] が設置した送水管の地役権が申請された農地と、今回申請された農地を地区別に振り分けた地図です。

これまでに申請された農地は黄色。

今回申請された分は空色で示しております。

今回稲垣区が2件、2筆。女島地区が1件1筆で、その他の地区の申請はありません。

現在池田地区の申請状況です。

新女島地区、女島地区の申請状況です。

西浜と東浜地区の申請状況ですがこれまでに申請はありません。

それでは説明の方に戻らせていただきます。

住宅地図冊子5から7ページをご覧ください。

今回の申請は農地法三条による地役権の設定です。

地役権の設定とは一定の目的の範囲内で、他人の土地を自分の土地のために利用する際の権利設定のことです。

今回申請する土地が農地であるため、3条の申請が必要となります。

今後、承役地が、経営権を設定したことによって農地として利用できるか、周辺の農地も必要ないかをご確認いただけたらと思います。

担当推進委員、吉良委員からの意見として三条と6-7について、本件に関するすべての地役権権利内容は、 [ ] 側に一方的有利な設定で将来起こるであろう諸問題において農業委員会も許可していると、両される恐れが考えられるとの意見をいただいております。

まず、こういう意見がありますが、今回、農業委員会が許可する物として地役権を設定したことによって、農地として今後利用できるかどうかと、周辺地域に問題がないかという現況での判断になってきます。

あらかじめいくつ [ ] と所有者の方が権利を設定する際にどういう契約をしたかとか契約書とかは一応いただいているんですけど、申請の審査としてはそのような形になるので、現状の審査としては特に問題ないのかなと考えます。

吉良委員の意見及び事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして三条の5番について、松本推進委員お願いします。

(松本推進委員)

特に問題はないと思われれます。

(会長)

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進からの意見が述べられました。

それでは、三条の5番から7番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いします。

ありませんか。

はい。

ないようでございますので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の5番から7番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして三条の8番について、事務局の説明の後、坂本推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。

住宅地図の8ページをご覧ください。

今回の申請は贈与による所有権の移転です。

申請農地は農地区域外の農地です。

譲受人は自己所有地で果樹や野菜を栽培してとのこと。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人と母姉2人の計4人で行うとのこと。

今回所有者の住所が大分県ですが、所有者の母が住む実家が近くにあつて、そこを拠点に行い、また母も農業をすることです。

農地取得後は野菜や果樹栽培をする計画です。

取得後の耕作面積は29.395アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業の支障は予想されないと考えられます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

続きまして坂本推進委員お願いします。

(坂本推進委員)

はい。

特に問題ないと思われま。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局から説明と担当推進からも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の8番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の8番について賛成する。

賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で、農地法第三条に関する8件の審議を終わります。

続きまして、議案第34号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

議案書5ページの四条の一番について、事務局の説明の後、あと、永田推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。

4条1番についてご説明いたします。

お配りしてる地図の9ページをご覧ください。

申請地は、農業振興地域内にある農用地区域内農地の畑です。

農地造成の用途による申請です。

申請地の大半は、凹地となっているため、隣接する農道及び農地と同じ高さにかさ上げを行い、畑、花卉、花木の枝ものスモークツリー、ユーカリ等の作付予定として利用する計画です。

申請地では、1.0メートルのかさ上げを行いますが、隣接する農道、農地と同じ高さに合わせて盛土を行うため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。

水利権はありません。

許可基準は、運用通知第21両括弧1の両括弧2のCの両括弧エ、農用地の許可基準の例外規定、一時的な利用に供するものに該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして、永田推進委員お願いします。

(永田推進委員)

特に問題はありません。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも、特に問題なしとの意見がございました。

それでは四条の一番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは四条の一番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして四条の2番について、事務局の説明の後、坂本推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。

4条2番についてご説明いたします。

お配りしている地図の10ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第二種農地の畑です。

植林の用途による申請です。

申請者は、遠方に居住していて農耕はできないため、申請地を管理可能な管理用地として有効利用をしたいと考えました。

なお申請地は、申請者が平成18年から杉を植林しているため、今回始末書を添付しての追認申請となっております。

また、申請地は令和6年10月7日付で、農用地区域内農地から除外、農振除外されていることを申し添えます。

申請地では、すでに約170本の杉を植林済みです。

申請地の周囲も山林化しているため、日照通風の被害はないと思われれます。

水利権はありません。

許可基準は、運用通知第21両括弧1課の両括弧イ第二種農地の許可要件申請に係る農地に代えて、周辺の他の時、土地を供することによっては、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認める場合に、該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして坂本推進委員お願いします。

(坂本推進委員)

はい。

特に問題ないと思われれます。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進からも問題ないということでございました。

それでは四条の2番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは四条の2番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で農地法第4条に関する2件の審議を終わります。

続きまして、議案第35号農地法第五条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

議案書6ページの五条の一番について、事務局の説明の後、市原推進委員の意見を申し上げます。

(事務局)

はい。

五条の一番についてご説明いたします。

地図の11ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い、第二種農地の田です。

貸駐車場用地としての用途による申請です。

譲受人が代表取締役を務める自動車整備会社の従業員用の既存駐車場は、修理預かり車両等の駐車スペースを利用して、手狭であるため、会社敷地に隣接する申請地を従業員用の駐車場として、譲受人が整備して、会社に貸し付ける計画です。

また、臨時用の修理預かり車両5台程度の駐車場としても使用する。

計画です。

申請地では、従業員用11台、臨時用修理預かり車両5台、計16台分の駐車スペースを設けます。

造成工事は、高さ0.5メートルの盛土整地を行いますが、盛土高は北側と西側は、隣接地の擁壁よりも低く、南側と東側、隣接地、道路水路と同等の高さで安定勾配で盛土を行うため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。

また、市道井崎線からの進入口水路上には、法定外公共物占用許可を受けてグレーチングを追加設置し、964番1は、侵入通路及び車両転回スペースとして利用します。

なお、雨水は自然浸透、自然流下します。

弥生土地改良区から、農地転用に伴う措置等について協議が整い、差し支えない旨の意見書が添付されています。

許可基準は、運用通知第2、1、両括弧1、完了(イ)第二種農地の許可要件、申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することによっては、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認める場合に該当します。

事務局の説明は以上です。

(市原推進委員)

はい。

続きまして、市原推進委員お願いします。

(市原推進委員)

周囲から見ても特に問題はないと思われま。

以上です。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員からも特に問題なしとの意見がございました。

それでは五条の一番についてこれより意見等を求めたいと思います。

またがございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは、五条の一番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして五条の2番について本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見も併せてお願いいたします。

(事務局)

はい。

五条の2番についてご説明いたします。

地図の12ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第二種農地の畑です。

植林としての用途による申請です。

申請地は、防風林に囲まれて日当たりが悪く、また、シカやイノシシが頻繁に出没すること、及び他の仕事が忙しく畑として管理維持継続が困難なため、土地の中央部分の空きスペースに観賞用の花木を植樹する計画です。

なお申請地の一部は、昭和36年より植樹しているため、今回申請人の連名での始末書を添付しての一部追認申請となっております。

申請地では、土地の中央部分の空きスペースに、観賞用花木、もみじ、桜等27株を植樹します。

また、檜の木と周囲の高木は、防風林的役割のため、現状維持します。

なお、現在ある木、サルスベリ、シキビ、つつじ、サツキ、ツバキ等、計136株についても、現状維持します。

申請地は防風林に囲まれており、土地の中央部分に植樹するため、外部への影響はありません。

水利権はありません。

許可基準は、第二種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

担当推進委員さんからは、本案件は、一部すでに農地以外、植林として利用しており、一部無断転用ですけども、始末書も添付されており、現地に関しては問題ない旨の意見書をいただいています。

以上です。

(会長)

はい事務局からの説明、そしてまた、担当推進委員からも始末書も添付されており現地については問題ないということで意見でございました。

それでは五条の2番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは五条の2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして五条の3番について、事務局の説明の後、後藤推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。

五条の3番についてご説明いたします。

地図の13ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第二種農地の畑です。

駐車場用地としての用途による申請です。

譲り渡し人の子である譲受人は、水産会社、養殖場を営んでおり、給餌船が発着する、会社近くで、えさ供給業者の運搬トラック駐車場を探していましたが、駐車スペースはなく、路上駐車していました。

その後、父親が所有する会社近くの申請地の農業用駐車場を拡張し、すでにえさ供給業者の運搬トラック駐車場として、平成30年頃から利用している状況であるため、今回申請人連名での始末書を添付しての追認申請となっております。

申請地では、養殖用えさ供給業者の運搬トラック駐車場11トン1台または4トン1台。

1日2台、進入路通路及び車両転回スペースを含むとして利用する計画です。

また、南側境界付近にはコンテナ物置、漁網収納用2機設置します。

なお申請地は、すでに駐車場として利用している駐車場等として利用している状況であり、新たに工事をすることはありませんので、周囲への被害はありません。

また、申請地2筆の間には里道法定外公共物があるため、形状変更の申請を行います。

水利権はありません。

許可基準は、第二種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして、後藤推進委員をお願いします。

(後藤推進委員)

特に問題はないと思われま。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも問題ないという意見がございました。

それでは、五条の3番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは五条の3番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

賛成多数ということで、許可したいと思います。

以上で、農地法第五条に関する3件の審議を終わります。

それでは今回の議案審議を取りまとめたいと思います。

議案第33号、農地法第三条の8件につきましては、許可したいと思います。

議案第34号、農地法第4条の2件につきましても、許可したいと思います。

議案第35号農地法第五条の3件につきましても、許可したいと思います。

続きまして、その他の項目の①非農地証明願についてを議題といたします。

番号1について、事務局の説明の後、高島委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。

それでは非農地証明願一番の説明をいたします。

申請地の調査は11月22日に担当区の高島推進委員と事務局で実施をいたしました。

申請地は佐伯市大字青山の一筆です。

申請地の土地の表示申請人等は議案書の通りです。

本申請地は、所有者が高齢のため、耕作不能な状態となり放置されたため、山林原野化しております。

今回売買をするにあたり、農地での所有権移転ができないための申請であります。

現状は前方面面に映し出している通りの状況で、山林の様相を呈しているため、この土地を農地に復元するのは物理的な条件整備が著しく困難な状況です。

よって本申請地は非農地証明書発行基準要領第2の4に該当いたします。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして、高畠推進委員をお願いします。

(高畠推進委員)

先月の12月の29日に農業委員の方と、この現地の案件を視察に行きました。

その時に現在は見ての通りほとんど原野化されております。

それで、一応、農地として復元するためには物理的に困難な状況だと私も判断いたしました。

それで、特に問題ありません。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは番号一番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは番号一番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で非農地証明願に関する1件の審議を終わります。

続きましてその他の項目の②非農地通知書についてを議題といたします。

それでは事務局の説明をお願いします。

(事務局)

それでは非農地通知について、木立地区を説明いたします。

非農地通知書につきましては、毎年実施しております、利用状況調査の結果に基づき、地域を定め、計画的に非農地判断をし、非農地通知書を発送しております。

今回の非農地通知書は木立地区の非農地判断です。

非農地通知書の送付、大字別の一覧、大字木立ですが、資料の1ページ目をご覧ください。

筆数としては172筆、面積は8万537.17平米、送付人数は91人です。

では抜粋しました、赤判定農地の地番の位置図、現状写真を順に投影いたしますので、ご覧ください。なお、名簿詳細はお手元の資料をご覧ください。

まず、非農地通知書一番名簿は4番目、4番。

地番は、大字木立26番。現況は竹林です。

非農地通知、2番。名簿は22番。

地番は大字木立1294-1。現況は竹林。

非農地通知3番、名簿は2ページ目の41番。

地番は大字木立1773番。現況は山林。

非農地通知、4番、名簿54番。

地番は大字木立 1985 番。現況は山林。

同じく非農地通知 5 番、3 ページ目の 76 番。

地番は 2604-1。現況は山林。

次に 6 番。名簿は 88 番。

地番は大字木立 3072-2。現況は山林。

非農地通知 7 番、名簿 4 ページ目の 117 番。

地番は、木立 3805 番、現況は山林。

非農地通知 8 番。名簿は 132 番。

地番は 4104 番。現況山林。

非農地通知 9 番名簿は 138 番。地番は 4645-1。現況は山林。

最後、10 番目、名簿、5 ページ目の 168 番。地番は 6200 番。

現況は山林、いずれも山林化、原野化しております。

承認の方、よろしく願いいたします。

(会長)

はい。

事務局から説明がございました。

それではこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

ございませんね。

はい。

意見がないようでございますので、取りまとめたいと思います。

それでは賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で非農地通知書についての審議を終わります。

それではここで一旦休憩といたします。

はい。

それでは 55 分まで休憩といたします。

もう全員。5 分かな。

うん。

はい。

それではよろしいですか。

はい。

それでは続きまして再開したいと思います。

続きましてその他の項目の③、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてを議題といたします。

それでは農政課の説明をお願いします。

(農政課)

はい。

農政課の矢野です。

よろしくお願ひいたします。

お手元の農用地利用集積等促進計画、括弧案に沿って説明させていただきます。

2枚目が集計表となっておりますので、ご覧ください。

今月の案件は、令和7年2月1日開始分の15件になります。

内訳としまして、契約期間10年のもの。

新規で登記地目畑に2筆2778平米。

契約期間13年11月期のもの、新規で登記地目畑、一筆574平米。

契約期間20年のもの。

更新で登記地目、田12筆9861平米。

以上合計15筆、面積が1万3213平米となっております。

詳細につきましては、農用地貸し付け調書を添付しておりますので、ご確認ください。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

(会長)

はい。

ただいま、農政課より農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について説明がございました。

これより質問等を受けたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願ひいたします。

ありませんか。

はい。

ないようでございますので、取りまとめたいと思います。

それでは農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで承認したいと思います。

続きましてその他の項目④農用地利用集積等促進計画案の所有権移転についてを議題といたします。

それでは事務局より説明をお願いします。

(事務局)

はい。

これは農用地利用集積と促進計画案の所有権移転薄い方について説明します。

まず1ページ目をご覧ください。

今回の所有権移転について筆数は一筆、田が695平米となっております。

2ページ目をご覧ください。

今回は譲り渡し人から譲受人が農業農村振興公社の方への所有権移転となっております。  
木立での売買となっております。  
ご確認の上審議をお願いします。

(会長)

ただいま事務局より農用地利用集積等促進計画案の所有権移転について説明がございました。  
これより質問等を受けたいと思います。  
どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。  
ございませんか。

はい。

ないようでございますので、取りまとめたいと思います。

それでは農用地利用集積等促進計画案の所有権移転について賛成される方の挙手を求めたいと思  
います。

はい。

全員賛成ということで承認したいと思います。

これにてすべての日程が終了いたしました。

それでは閉会の言葉を副会長お願いします。

(副会長)

これもちまして令和6年第12回佐伯市農業委員会を終了いたします。  
皆様、お疲れ様でした。